

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	大森
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
 【主要作物】水稻、そば、もち麦
 【その他】法人の農作業は、60代以上の兼業での準専従者や土日の作業協力者により実施しているが、50代以下の若年層の確保が課題である。また、周辺集落で高齢化により耕作放棄の進む場合には、受け手の確保が課題である。農地については、草の繁茂が問題になってきており、除草の省力化が課題である。また、土地改良から50年ほど経過しており、圃場の段差、排水機能等水田条件が悪くなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】集落内で60代以上の従事者や土日の協力者を労働力として確保し認定農業法人が集落の農地を担っていく。
 【将来の主要作物】水稻、そば、もち麦の栽培を行っていく。
 【その他】荒廃農地の有効利用を図るため、果樹を栽培する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は担い手が集積・集約化している(8割以上)。高齢化が進む近隣集落からの委託が想定されるが、受入れのためには集約化が必要である。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
ほ場の段差解消、暗渠排水の改善、パイプラインなど、土地改良について再整備を検討が必要だが、地元での費用負担は難しい状況。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状の経営体制を出来るだけ確保して、支障が出る場合には集落外からの担い手に便り、農地の管理を委託することも検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在、JA等に支援を依頼しており、今後増えていくことが予想される。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	☐	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。⑤荒廃農地の有効利用を図るため、果樹を栽培する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。現在はファーム等の作業場、車庫等が既存築50年以上の施設であり、今後の維持管理等から考えると、新築は難しく、補助金の拡大を希望する。中山間地の谷部で水量不足や鳥獣害の影響が大きく作付けが困難な地域では、今後維持管理も難しくなることから、牧草地等に再整備することを要望する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	山内
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、そば、その他野菜
【その他】「農業を担う者」である集落内外の認定農業者が主に農地を担っているが、耕作者の減少で管理不足になる懸念がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者が担っていく。新規就農者や外国人労働者を担い手として迎え入れる。障がい者の就労の積極的な活用も検討する。
【将来の主要作物】水稻、麦の作付けを行う。また、園芸作物の生産による農地利用を拡大していく。農作物により繁忙期が異なるため、作物が違う農家が連携して作業の平準化を図る。
【その他】ラジコン草刈機の導入、また傾斜の強い土手等にも対応できるよう、トラクターブームモアやユンボーに取付できるモアの導入を検討するなど、耕作放棄地の解消に向けて、方策を考えていく。「農業を担う者」である担い手へ農地を集約化していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	39.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	32.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	7.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している。今後も作業効率を配慮しながらできる範囲で集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。地域の高齢化により、地主への負担を求めにくいのが現状。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から新しい担い手を確保する。農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
個人ごとに活用している。今後も必要に応じ、任意に依頼していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで電気柵等の維持管理、捕獲柵の見廻り、埋設の協力等を行う(平成26年に山内町鳥獣害対策協議会を設立)。③急傾斜地用草刈機の導入を検討する。⑧園芸用ハウスの建設を検討していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	笹谷、野口、四ツ合
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】集落営農組織や認定農業者等が中心になって担う。園芸については、「農業を担う者」の園芸農家が担っている。

【主要作物】水稻、水仙、その他野菜

【その他】当該地区は、中山間地域に位置し条件不利な農地が多く、農業者の高齢化も進展してきている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】稲作については、認定農業者等が中心になって担うとともに、個人農家が耕作できなくなった農地は集落営農組織が引き受けることにより、当該地区の営農体制を維持していく。園芸については、「農業を担う者」の園芸農家が担うとともに、若手就農者を受け入れる。

【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。園芸農家が野菜（ハウレンソウ、トマト、レタス、キャベツ、スイートコーン等）、果樹（ぶどう、メロン等）、花き（水仙等）の生産を行う。また、農産物の加工（笹寿司、かきもち等）を行う。

【その他】農業用ドローン、ラジコン草刈機の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	15.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手や個人農家の動向をみながらさらなる集約化に取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託できないか検討していく。法人に若い人を雇用していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
笹谷、野口、四ツ合：農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	☐	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵や防護柵、ワイヤーメッシュ、檻等の対策を実施している。③笹谷：農業用ドローン、ラジコン草刈機等のスマート農業の導入を検討する。⑤園芸農家が果樹(ブドウ、メロン等)の生産を行う。⑦集落に近接する遊休農地は草刈等により保全に努める。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	滝波
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である個人農家、認定農業法人が担っている。
 【主要作物】水稻、その他野菜
 【その他】集落の農地は傾斜地が多く、圃場面積が小さいため集積・集約化が難しい。主に地域の個人農家が耕作を行っている。一方で、農業者の高齢化が進んできており、担い手の確保が課題となっている。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である個人農家、認定農業法人が担っていく。
 【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	12.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は個人農家が主となって管理している。集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分するなどして、8割以上を目標に可能な範囲で集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①農地法面の崩壊など、鳥獣害の被害を未然に防ぐため、集落内の農家を中心に定期的な点検、柵、ネット等の設置を行う。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	志津地区(本折、清水畑、平尾、上天下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人(3経営体)や集落営農組織(2経営体)、認定農業者(2経営体)、個人経営体が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】傾斜地が多く圃場面積が小さい農地が多く集約化が難しい。地域の農業者の高齢化が進み、耕作者が減る中担い手の確保が課題となっている。また、鳥獣害の被害が大きくなっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人(3経営体)や集落営農組織(2経営体)、認定農業者(2経営体)、個人経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、野菜の栽培を行っていく。米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い果樹や野菜などの園芸作物の生産に取り組む。
【その他】地域での生産組織の立ち上げを見こして、取り組んで行きたい。荒廃農地の果樹等の栽培により有効利用していく。段差解消による作業の効率化を行っていく。また、集落内の後継者の育成を強化する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	84.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	9.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
後継者が少なくなっており集約化は困難な状況だが、農地を集積する際には、集落で話し合いを行い受け手の作業効率に配慮しながら、できる限り集約化して貸し出すこととする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。取り組みにより安定した農地を確保し、今後、継続的に担い手および後継者が引き継いでくれるものとする。地域の農地を維持するのに必要となる人員をあらかじめ検討し、若い世代に週末の農作業への参加を促すなどして後継者確保に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
本折、平尾：活用できないか検討していく。清水畑：費用がかかり過ぎるため、収穫と農薬散布のみ委託している。上天下：個々に委託済みのため、活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	○	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネットの設置等により鳥獣害防止対策を行う。鳥獣対策の恒久的対応策を検討していく。⑦清水畑：保全・管理を行っていく。志津地区：多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。排水等の底打ち等の再補修やパイプラインの省力化、渇水対策のポンプ施設の新設、老朽化した暗渠排水の目づまり対策を行っていく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	下天下
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、飼料用米、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化等により、作業委託や離農が増えてきている。集落の8割を超える農家が後継者不在又は未定となっており、今後の集落を担う農業者の確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。若手農業者を今後の担い手として育成・支援していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①今後対策を実施していく。集落ぐるみでの電気柵や捕獲檻の設置、見回り等に取り組む。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	三留
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、そば
【その他】農地の集約はかなり進んでいるが、管理する人材が不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人を中心に農地の集約化、集団作付を更に進める。「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	46.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地代など地域内の耕作条件を統一し、集落の農地の8割以上を目標に集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。農業を担う者に位置付けられている担い手が集落の農地を維持していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵等の対策を実施している。③自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	清水杉谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

また、土地改良事業で区画整理を行ってから年数が経過しており、施設の老朽化、水路の沈下等が生じていることから、排水機能が低下して湿田状態にある。
【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者が担っている。
【その他】 耕作者が高齢化してきている。また、機械が老朽化してきているが、後継者がおらず、誰が営農を担っていくか課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稲、麦の栽培を行っていく。
【その他】集落の認定農業法人を中心に農地中間管理機構を介した農地集積、基盤整備を実施し、後継者の育成(組合作業への参加の働きかけ、オペレーター養成)を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している(8割以上)。集落内で話し合い、できる限り各農家が担う農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
水田農業の低コスト化による担い手育成や持続的な農業経営を図るため、排水施設の改良や区画拡大等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵や檻の設置を行う。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	田尻栃谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】集落営農組織の経営継続のため、後継者の確保・育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻の栽培を行っていく。
【その他】週末の農作業に若者に参加してもらうなどして、後継者の確保、育成につとめる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	16.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	13.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	3.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね集積・集約化されている。現状ではこれ以上の集約は難しい状況だが、集落で話し合い、できる範囲で担い手の作業効率の改善に向け配慮していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で中間管理機構を利用する予定。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
草刈り、田植え、収穫、農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	-	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①田尻栃谷町鳥獣害対策協議会を中心に、地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋没の協力などを行っている。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	朝宮
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】認定農業者が中心となって担う。
【主要作物】水稻、もち麦、飼料用米
【その他】 認定農業者と個人農家に農地(田)が集積されているが、長期的に見ると後継者の確保が課題となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業者が中心となって担っていく。
【将来の主要作物】水稻、もち麦、飼料用米の栽培を行っていく。今後野菜導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	4.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	4.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.3 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している。今後も作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋没の協力などを行う(平成24年に朝宮町鳥獣害対策協議会を設立)。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	片粕
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人と認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、飼料用米
【その他】農地は集落営農法人等に集積されている。法人の経営効率化や後継者の育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人と認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。
【その他】農業用ドローンの導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	70.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	69.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化できている(8割以上)。今後も基盤整備を行い農地の条件を整えるなどして、作業効率に配慮しながら集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	-	☐ ⑤果樹等
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	-	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①被害が少なく、現在檻を2カ所設置しているため対策は必要ない。地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻り、埋設の協力などを行う(平成25年2月に片粕町鳥獣害対策協議会を設立)。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦多面的機能交付金を活用し、用排水路・畦畔の草刈、用排水路の点検・補修、分水工の点検、土地改良の用排水の点検、花壇の設置、研修会等を行う。
地主の理解を得て、近隣の集落と連携して、カタクリの観察会、季節ごとのトレッキング、保育園児の活動エリアの整備のため、草刈などの里山保全を行う。⑩秋祭り、左義長を行い、コミュニティ形成を図る。
子供たちに農業への理解を深めてもらうため、学校農園(北っ子ファーム)で小学生の農業体験を実施する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	竹生
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人を担う。
 【主要作物】水稻、飼料用米、もち麦
 【その他】集落営農法人の収益性を高めていくとともに、後継者の育成に取り組んでいく必要がある。集落営農としては、担い手不足と高齢化が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
 【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。収入増加のため、園芸栽培導入定着を目指す。
 【その他】集落営農組織を維持していくために儲かる農業へのシフト(売上増加と経費削減)と人材の確保に取り組んでいく。売上増加として水稻収量の増加や転作作物を検討していく。また、経費削減として支払地代の減額や畦畔管理費の負担軽減策を検討していく。そのほかにも、組合員全員参加の作業打合せを実施することで地域コミュニティの維持、継続を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	48.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	46.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は集約化できている。今後も作業効率を配慮しながらできる限り集約化していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業を活用し農地を整備することを検討している。(令和6年、7年計画調査予定)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。また、ハローワークでの募集、イベント等の活用(新規就農相談窓口など)、独立就農経験者の採掘、身内からの人材確保を通して担い手の求人に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少していく。地域ぐるみで電気柵等の維持管理や捕獲柵の見廻りや埋没の協力などを行う(平成25年に竹生町鳥獣害対策協議会を設立)。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。エコファーマー技術を実践し減農薬を図り、環境保全の営農活動を推進していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)	
地域名 (地域内農業集落名)	清水	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や個人経営体が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】農地を有する農家28戸(24ha)のうち13名が実耕作者(16.5ha)となっている。残りの農地は受け手である集落外の「農業を担う者」に委託(7.5ha)している。委託面積は年々増加の傾向にある。農業者の高齢化が進むなか、後継者の育成と確保を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や個人経営体が担っていく。集落内の新たな担い手を育成していく。
【将来の主要作物】水稻、野菜、果樹、景観植物の栽培を行っていく。
【その他】農業用ドローンの導入を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分するなどし、集落の農地の5割以上を目標にできる範囲で集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	☐	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①電気柵の設置・隠れ場所除去・エサ資源の撤去のよびかけ等の対策を実施している。グループを作り地域ごとに鳥獣害対策に取り組んでおり、そのための指導を農家組合で実施していく。③農業用ドローンの導入を検討する。⑦景観植物の栽培を行っていく。多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	和田
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者などが担っている。
【主要作物】水稲、もち麦、大豆
【その他】農地は概ね集積されている。将来にわたって営農継続を図るため、後継者の確保・育成に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稲、もち麦、大豆の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね集約化されている。今後も集落で話し合いを行いながら、受け手の作業効率に配慮し、集約化できるよう取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

○	①鳥獣被害防止対策	0	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害が減少させる。音や光などの装置を用いて、様々な手段を試みる。⑦多面的機能支払交付金を活用し、堤防の草刈、山際の農道除草、江掘り、ため池周辺にシバザクラの植栽等を行う。そばのフェロモントラップの設置や鶏糞の施用によって、環境保全の営農活動を推進する。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	真栗
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、飼料用米
【その他】担い手への集積が進んでいる。営農を今後も継続していくために、担い手の後継者の確保・育成を図っていく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆、野菜の栽培を行っていく。
【その他】大麦・大豆・そばなどの耕起同時播種作業の実施、大型機械の導入、機械の共同利用を行うことによりコストの低減を図る。自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。「農業を担う者」である認定農業法人に農地の集積・集約化を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね集約化されている。今後も話し合いを行い、地代など地域内の耕作条件を統一するなどし、できる範囲で集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和8年度)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
費用がかかり過ぎるため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等	
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①現時点で対策は必要ないが、今後被害状況によっては対策を実施していく。③自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	御油
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、その他野菜
【その他】これまで、集落生産組織が中心となって集落の農業を担ってきたが、農業者の高齢化のため、近隣集落の農業法人と合併し、共同で農地を維持管理することとなった。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。
【その他】近隣の集落と共同で農地を管理していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は集約化し近隣集落の農業法人に貸し付け、共同で管理していく。集落の農地の8割以上を目標に集約化に取り組む。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和7年度)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	-	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	-	☐ ⑤果樹等
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	-	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携	-	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①現時点で対策は必要ないが、今後被害状況によっては対策を実施していく。⑦多面的機能交付金により、パイプラインの更新、溝畔の草刈り、排水路の泥上げ等を行っている。
--

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	島寺
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人と個人農家が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、飼料用米
【その他】個人農家の高齢化が進んできている。農地は主に農業法人に集積されている。農業法人の経営の効率化や後継者の育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人と個人農家が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。
【その他】ラジコン草刈機の導入を検討する。認定農業法人では、安定した法人経営を進めるために、大型機械に対応できる圃場整備(レーザ作業による均平化)や土壌改良を展開しながら、経営コストの削減、労働力の確保を図る。また、水稻・麦・大豆・そば等の二毛作を中心とした作付けを行い、離農・縮小する農家の農地を借り受け、経営規模の拡大を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.1 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農業上の利用が困難な農地においては、粗放的な利用や保全管理を行っていく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね集約化されている。担い手が耕作する農地をできる限り集約化し、作業効率の向上を図る。できる範囲で集約化に取り組みたい(集落の農地の6割以上を目標に取り組む。)
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
草刈り、田植えを委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①今後対策を実施していく。
 ③ラジコン草刈機の導入を検討する。
 ⑦家庭菜園を行っていく。多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。
 ⑧育苗ハウスの建設を検討していく。
 ⑩集落の農業を担う者が、それぞれの経営計画に基づき、規模拡大による経営の効率化、6次産業化による農畜産物の高付加価値化、経営の多角化・複合化などを展開しながら集落内の農業を担っていく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	風巻
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人や認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、その他野菜
【その他】集落の農地の50%は「農業を担う者」に集積されており、残りの農地については個人農家が維持管理している。今後も耕作者の高齢化が進むことが考えられるため、「農業を担う者」や集落内外の担い手を確保し農地を維持していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人や認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.2 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集約化のためには基盤整備を行い農地の条件を整える必要がある。今後、集落で話し合いを行い、集積・集約化について検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
担い手に任せているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①被害が少ないため対策は必要ない。集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害が減少している。②完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進している。⑦農地・水保全管理支払交付金を活用し、風巻活動組織が幹線排水の草刈を実施している。集落において農作物に影響がある集落周辺の立木の伐採している。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。年1回夏祭りをを行い、集落のコミュニケーションを図っている。									

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	小羽
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や認定農業者、個人経営体が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、大豆
【その他】集落営農組織が集落の農地を担っており、次世代につなぐため若手後継者の育成に取り組む。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織や認定農業者、個人経営体が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、もち麦、大豆の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね担い手が集積・集約化している(8割以上)。集落内で話し合い、できる限り各農家が担う農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に電気柵などの防護柵を連携して設置し、獣害の減少を図る。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	片山
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、飼料用米
【その他】農地は、概ね法人・組織に集積されている。しかし、将来にわたって営農継続を図るためには、後継者の確保・育成に取り組む必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である集落営農組織、認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆、野菜の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	69.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は概ね集約化されている。今後も集落で話し合いを行いながら、受け手の作業効率に配慮し、できる範囲で集約化に取り組みたい。(集落の農地の9割以上を目標に取り組む)
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を汲み取りながら、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
暗渠排水工事、二ヶ揚水機場設備更新、排水路かさ上げ工事をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
予定なし。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	-	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	-	☐ ⑤果樹等
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携	-	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】							
①集落周辺に電気柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させる。ドローン、田植機、コンバイン等の活用(ロボット、AI)⑦多面的機能支払交付金を活用し、草刈・排水路の泥上げ等を行う。集落全員で、排水路の草刈等を実施する。⑧農舎、園芸用ハウスの建設を検討していく。							

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	清水山新保
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業者、認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、大豆
【その他】 農業者の高齢化が進んできている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。地産地消の一貫として枝豆を栽培し、集落のコミュニティを維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.6 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
今後、基盤整備を行い農地の条件を整えることにより、集落の農地の8～9割以上を目標に集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和10年度)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。清水山上地区及び清水山下地区と連携を進め、圃場整備完了後に清水山三区での営農体制の一本化を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用しない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	○	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①被害が少ないため対策は必要ない。③自動走行農機具等のスマート農業の導入を検討する。⑦家庭菜園を行っていく。⑩地元の大豆・米を使用した6次産業化の取組として、地区の女性達による味噌作りを行う(R1法人化「企業組合新ちゃんみそ」)。									

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	清水山下
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦
【その他】集落営農法人の構成員が高齢化してきていることから、今後の法人を担う後継者を確保・育成していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆、野菜の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具、農業用ドローン、ラジコン草刈機の導入を検討する。飯米用の小カントリーを設置し、経営の複合化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在計画している基盤整備事業完了後、作業効率に配慮しながら更に集約化に向け取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:R5～R9年度)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。清水山上地区及び清水山新保地区と連携を進め、圃場整備完了後に清水山三区での営農の一本化を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

-	①鳥獣被害防止対策	○	②有機・減農薬・減肥料	○	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	○	⑦保全・管理等	○	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									
①現在のところ被害が少ないため対策は必要ない。②有機・減農薬・減肥料に取り組む。③自動走行農機具、農業用ドローン、ラジコン草刈機の導入を検討する。⑦環境保全型農業直接支払交付金を活用し、環境にやさしい農業に取り組む。⑧農舎の建設を検討していく。飯米用の小カントリーを設置し、経営の複合化を図る。									

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	清水山上
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っている。
 【主要作物】水稻、もち麦、飼料用米
 【その他】パイプラインの経年劣化による水漏れ対策や、米の消費減等の需要の変化への対応、耕作者の高齢化が課題となっている。集落の認定農業法人を中心に農地を集積する。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人が担っていく。
 【将来の主要作物】水稻、麦、大豆、野菜の栽培を行っていく。麦、そば等の転作作物や、スイートコーン、レタス等の園芸作物を生産する。
 【その他】有機農業を取り入れる。ラジコン草刈機の導入を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.8 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在基盤整備中であり、農地の条件を整え、作業効率に配慮しより集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和5年度～)。 暗渠排水、フォアス、自動給水等の設置。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内外から集落の農業法人の担い手を確保し、持続的農業を行っていく。清水山下地区及び清水山新保地区と連携を進め、圃場整備完了後に清水山三区での営農の一本化を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点ではほぼ集落内で対応できているため、活用を拡大する予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	-	☐ ④輸出	-	☐ ⑤果樹等	
-	☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	-	☐ ⑨耕畜連携	-	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】
①電気柵等の対策を実施している。③ドローン、田植機、トラクター、コンバイン等スマート農業に対応した機械の活用を進めていく。ラジコン草刈機の導入を検討する。⑦河川敷の水稻については、河川の増水により毎年被害(冠水、土砂流入等)をうけているため、将来的には要検討。⑧園芸用ハウスの建設を検討していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	在田
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である集落営農組織(2経営体)や個人経営体(4経営体)が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、飼料用米
【その他】現在、集落の約6割の農地を「農業を担う者」が担っている。現在は6名の「農業を担う者」が集落の農地を担っているが、農業法人を立ち上げ単一組織で集落の農業を担っていくことを検討している。集落営農組織2経営体を残し、新農業生産法人を立ち上げる。将来は単一営農組織法人を目指す。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】早急に法人化し、集落単一営農組織を目指す。
【将来の主要作物】水稻、もち麦、飼料用米の栽培を行っていく。
【その他】直播の導入や一発肥料により低コスト化を図る。今後も「農業を担う者」を中心に後継者がいない農地を集積をし、耕作放棄地の防止に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	36.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	1.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。農振農用地内の営農計画書のない農地は、粗放的な利用または保全管理を行う農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
複数の農家が農地を管理しており、各農家が耕作しやすいように集約化を検討していく必要がある。今後、集落全体で農地の集積・集約化も検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
大規模な土地改良、面積の拡大、排水整備をし、後継者が継承しやすい環境が整備していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内で専用の担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落内で専用の担い手で活動していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①集落周辺に被害が出ているため、山際にネット柵を設置することやイノシシ檻を集落で購入し、獣害対策を行っている。⑦エコファーマーに取り組み、環境保全を推進する。営農・維持管理作業を請負う定年帰農者による組織を設立し、耕作放棄地を削減していく。多面的機能交付金を活用し、防草シートやシバザクラ等の地被植物を植栽し、畦畔の草刈り作業の労働力を軽減していく。直播の導入や一発肥料により低コスト化を図る。⑩直売所を活用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	甕谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者が担っている。
【主要作物】水稻、もち麦、飼料用米
【その他】農地は概ね集積されている。集落営農の次世代への継承に向けて、後継者の確保・育成に取り組んでいく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である認定農業法人、認定農業者が担っていく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆、野菜(キャベツ、ハクサイ、ネギ、スイートコーン)の栽培を行っていく。
【その他】自動走行農機具、農業用ドローンの導入を検討する。土地利用型農業の複合化に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落の農地は既に集約化されている(8割以上)。基盤整備を行い農地の条件を整えるなどし、集約化に向け取り組んで行く。
(2)農地中間管理機構の活用方針
既に集落全体を農地中間管理機構に貸し付けており、今後も継続して農地を貸し付け、農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備の実施を考えている(目標年度:令和6年度)。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
費用がかかり過ぎるため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①今後対策を実施していく。集落周辺に防護柵を設置して、獣害を減少させる。③自動走行農機具、農業用ドローンの導入を検討する。⑦家庭菜園を行っていく。多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行う。⑧育苗ハウスの建設を検討していく。⑩土地利用型農業の複合化に取り組む。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	坪谷
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】集落内の認定農業者1経営体を中心に、機械化組合と連携しながら集落の農地を維持していく。
【主要作物】水稻、もち麦、その他野菜
【その他】 農業者の高齢化が進んできており、後継者を確保・育成していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】集落内の認定農業者1経営体を中心に、機械化組合と連携しながら集落の農地を維持していく。
【将来の主要作物】水稻、麦、大豆の栽培を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落内で話し合い、エリアごとに受け手に農地を配分するなど、受け手の作業効率に配慮し、今後集落の農地の7割以上を目標にできる限り集約化に取り組みたい。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点では集落内で対応できているため、活用の予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、農地法面の崩壊を未然に防止するため、担い手を中心とした定期的な点検や協定農用地への柵、ネット等の設置等により、鳥獣害防止対策を行う。⑦家庭菜園を行っていく。多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っていく。中山間地域等直接支払交付金を活用して、農地を維持していく。既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農地に悪影響を与えないよう、草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。⑧園芸用ハウス、育苗ハウス、農舎の建設を検討していく。

番 426 号
令和 6 年 11 月 15 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	福井市 (18201)
地域名 (地域内農業集落名)	越廼地区(大味、浜北山、居倉、赤坂、八ツ俣、城有)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【農業者】「農業を担う者」である個人農家が担っている。
【主要作物】スイセン、水稻、その他野菜
【その他】地域の農地は傾斜地が多く、圃場面積が小さいため集積・集約化が難しい。主に地域の個人農家が耕作を行っている。令和3年に「越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観」が福井県内初、花の栽培地として初の要文化的景観に選定された。水仙畑の有害獣による被害が増加しており、地域資源維持のため対応策を検討している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

【将来の農業者】「農業を担う者」である個人農家が担っていく。
【将来の主要作物】スイセン、野菜の栽培を行っていく。
【その他】条件の良い農地で水稻の作付を継続する。集落外の認定農業者や新規就農者等を積極的に受け入れ、農地の維持管理を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	23.5 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、その他の区域については農業を担う者の位置づけのある農地を区域内とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域の農地は個人農家が管理している。中山間地域であるため、傾斜があり圃場面積が小さく、集約化が難しい農地も多い。当面は現状維持を目標に管理していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落全体で農地中間管理機構を利用することは考えておらず、必要があれば個人ごとに利用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で基盤整備事業の活用は考えていないが、集落で圃場条件の向上に向けた対策を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落外から担い手を確保し、農地の管理を委託していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
活用できないか検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	-	②有機・減農薬・減肥料	-	③スマート農業	-	④輸出	-	⑤果樹等
-	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	-	⑧農業用施設	-	⑨耕畜連携	-	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地として維持していくために行う地域活動や地域資源の質的向上を図る活動を行っている。中山間地域等直接支払交付金を活用し、農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検や協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。